

西広谷(8)	高岡市西広谷の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	指定
東一宮(5)	高岡市伏木東一宮の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
日ノ宮(1)	射水市日宮の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
日ノ宮(2)	射水市日宮の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
東谷(1)	射水市浄土寺の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第326号

土砂災害特別警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項及び第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和3年7月9日

富山県知事 新 田 八 朗

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
西広谷(8)	高岡市西広谷の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	指定
東一宮(5)	高岡市伏木東一宮の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	解除

日ノ宮(1)	射水市日宮の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部指定 一部解除
日ノ宮(2)	射水市日宮の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部指定 一部解除
東谷(1)	射水市浄土寺の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部指定 一部解除

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第327号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年7月9日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
富山県厚生農業協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町5番10号	更生医療、 育成医療	口腔	令和3年7月1日
あすか調剤薬局	魚津市火の宮町2番19号	更生医療、 育成医療	調剤	令和3年7月1日
鈴木薬局	氷見市堀田 465番地 1	更生医療、 育成医療	調剤	令和3年7月1日

富山県告示第328号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年7月9日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
ウエルシア薬局 魚津住吉店	魚津市住吉 587 番地1 1階	更生医療、 育成医療	調剤	令和3年7月1日
ウエルシア薬局 黒部三日市店	黒部市三日市 1272番地1	更生医療、 育成医療	調剤	令和3年7月1日
ウエルシア薬局 砺波中神南店	砺波市永福町5 番5号	更生医療、 育成医療	調剤	令和3年7月1日
ウエルシア薬局 富山立山店	中新川郡立山町 前沢2590番5	更生医療、 育成医療	調剤	令和3年7月1日

富山県告示第329号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年7月9日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			

ウエルシア薬局 砺波十年明店	砺波市十年明84 番地	精神通院医療		令和3年7月1日
-------------------	----------------	--------	--	----------

富山県告示第330号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年7月9日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
くれはキッズク リニック	富山市呉羽町 3022-1	精神通院医療		令和3年7月1日

富山県告示第331号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年7月9日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
ソフィア訪問看 護ステーション 射水	射水市西高木 1217	精神通院医療		令和3年5月1日

令和3年7月9日

富山県知事 新 田 八 朗

二級河川新堀川の河川区域内（下久々江橋左岸）において、河川法第24条の許可を受けずに船舶（船体に記載された番号TY3-3938）を係留している所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、同法第75条第1項の規定により、令和3年8月9日の期限までに当該船舶を除却し、原状に回復するよう命ずる。

なお、当該期限までに当該措置を行わないときは、河川法第75条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者においてこれを除却し、その要した費用については同条第9項の規定により所有者等の負担とする。

補記

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県高岡土木センターに備え置いて縦覧に供する。

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和3年7月9日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
富山県財務会計システム電子決裁連携対応業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局出納課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年5月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社オーイーシー 大分県大分市東春日町17番57号

5 随意契約に係る契約金額

52,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和3年7月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

凍結防止剤（塩化ナトリウム） 予定数量4,500トン

(2) 調達をする物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を応札仕様書等の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和3年7月9日から令和3年8月18日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」に公開する。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1803/d-nyusatu/index.html>

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和3年7月19日（月） 午前11時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書等の提出期限

令和3年8月25日（水） 午後5時15分

(5) 郵便による入札書の提出期限

令和3年9月7日（火） 午後5時15分（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 入札・開札の日時、場所等

(1) 開札日時 令和3年9月8日（水） 午前11時00分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書は、指定の様式によるものとし、入札金額は、各項目の1トン当たりの単価に購入予定数量を乗じた価額の総価を記載すること。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金

額)とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Solid deicing agent(Sodium Chloride) Quantity:1 ton pack 4,500ton.
- (2) Your bid must be delivered not later than 11:00 a.m. on September 8, 2021
- (3) Contact point for notification:
General Affairs,Accounting and Property Management Division

Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424
